

平成 27 年 9 月

会員の皆様へ

上田信用金庫

定款の一部変更に関するお知らせ

さる平成 26 年 9 月 19 日に信用金庫法施行規則が改正され、定款に長期間所在が不明と
なられている会員（以下、「所在不明会員」といいます。）の方の除名（注1）に関する事項を定
めることができることとされました。これにより、総代会の決議をもって定款を一部変更し、
所在不明会員の方を除名することができることとなりました。

協同組織の地域金融機関である当金庫におきましては、会員の方の加入・脱退の状況を正
確に把握することは経営上の重要な課題であり、法令・定款に基づく所在不明会員の方への
対応を行うことは、当金庫の出資事務の合理化、ひいては、現在当金庫をご利用いただい
ているお客様の利益にもつながるものです。

以上の理由から、当金庫では、平成 27 年 6 月 26 日開催の第 94 回通常総代会の議決を
得て、平成 27 年 8 月 11 日付で定款を変更いたしましたのでお知らせいたします。

これにより、下記に該当する会員の方は総代会の決議により除名となる場合がございます。

なお、住所等が変更になられた会員の方で、当金庫に対し届出住所等の変更手続きを行っ
ていらっしゃらない方は、速やかにお手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

・所在不明会員の方とは、次の①～③の全てに該当する会員の方で、これらの方は総代会に
おいて、除名となる場合がございます。

- ① 5 年以上継続して当金庫の事業を利用していない方。（注 2）
- ② 当金庫の通知又は催告が 5 年以上継続して到達しなかった方。
- ③ 当金庫への届出住所等に所在していないことが確認できた方。

以 上

（注 1）信用金庫法第 17 条第 3 項では、定款に定める事由に該当する会員の方を総代会の決議
によって除名できると規定されております。除名により脱退となられた方は会員
の資格を失うこととなりますが、除名された総代会の翌年の 4 月 1 日以降にご請求いただ
ければ出資金の払戻しをいたしております。

（注 2）窓口や A T M 等でのご入出金等、借入金のご返済、口座振替契約の設定及び口座振替契
約に基づく引落としがされた方などは、①に該当せず、除名の対象となることはありません。
ただし、5 年以上継続して、当金庫の出資のみをお持ちの場合や、当金庫の出資配当金や預
金の利息のみが記帳されている普通預金口座のみをお持ちの場合は、「事業を利用している」
には該当せず、除名の対象となります。

【お問合せ】 上田信用金庫 本支店
もしくは本部総務部（電話 0268-22-6260）